

令和5年度第4回 遠野市上下水道事業審議会資料

答申書の最終確認について

令和6年1月23日（火）

遠野市環境整備部上下水道課

最終案の修正箇所（1箇所）

使用料体系の改定案の消費税率（消費税及び地方消費税の税率）が10パーセントであることを明記しました。

下水道使用料体系 改定案（税込み）

区分	排除汚水量（使用水量）	一般用		
		改定前	改定後	増加額
基本使用料 （1月につき）	10m ³ まで	1,442円	2,090円	648円
従量使用料 （1m ³ につき）	10m ³ を超え20m ³ まで	117円	165円	48円
	20m ³ を超え30m ³ まで	128円	176円	48円
	30m ³ を超え40m ³ まで	138円	187円	49円
	40m ³ を超え50m ³ まで	149円	198円	49円
	50m ³ を超え100m ³ まで	159円	209円	50円
	100m ³ を超え500m ³ まで	170円	220円	50円
	500m ³ を超えるもの	180円	231円	51円

※消費税率（消費税及び地方消費税の税率）は、10パーセントである。

(最終案)

適切な下水道使用料のあり方について
(答 申)

令和6年1月23日
遠野市上下水道事業審議会

令和6年1月23日

遠野市下水道事業

遠野市長 多田一彦様

遠野市上下水道事業審議会

会長 菊池明敏

適切な下水道使用料のあり方について（答申）

令和5年7月21日付け遠上下第64号で諮問のありました標記の件について、遠野市の下水道事業の現状、今後の投資財政の見通し、下水道使用者の負担のあり方等を踏まえて慎重に審議を重ねた結果、別紙の結論に至りましたので答申します。

答 申 事 項

下水道は、公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上という重要な使命を担うとともに、清潔で住みよい生活を維持するため、いかなる場合であっても止めることのできないライフラインであることから、将来にわたって持続可能な経営体制を構築することが不可欠です。

しかしながら、遠野市の下水道事業は、平成8年の供用開始以後、下水道使用料（農業集落排水施設使用料を含む。以下同じ。）を約27年にわたって据え置いており、県内の他市町村と比較しても、極めて低い水準にあります。

そのため、事業の運営に必要な経費を使用料収入だけで賄うことができず、供用開始以後、一般会計からの多額の繰入れ（補填）を受け続けている状況にあります。

現在の経営状況や、今後50年の投資財政の見通し等を踏まえると、今後も一般会計からの繰入れを受け続けなければ、事業の継続自体が不可能であると考えられます。

しかし、一般会計からの繰入れを受け続けなければならないことを前提としつつも、繰入額を削減し、少しでも一般会計の負担を抑えるとともに、使用者負担の原則を踏まえながら、経費回収率を向上させていくための方策として、現在極めて低い水準にある下水道使用料を改定（値上げ）することはやむを得ないという結論に至りました。

なお、改定の時期については、使用者への周知期間等も考慮して、慎重に検討するよう望みます。

1 適切な下水道使用料のあり方について

(1) 使用料水準について

令和6年度以後の10年間において、使用料収入の増加と繰入金金の削減を図りつつ、収支の均衡を維持することを目標として、下水道使用料の水準（使用水量20m³当たり）を、現行の税込み2,612円から税込み3,740円（税抜き3,400円）に引き上げることが望ましいという結論に至りました。

(2) 使用料体系について

(1) の使用料水準を満たすための使用料体系については、使用水量が多い事業者の状況を考慮して、次のとおり設定することが望ましいという結論に至りました。

また、浴場用及び臨時用の使用料については、この改定案を踏まえて、適切に設定するよう望みます。

下水道使用料体系 改定案（税込み）

区分	排除汚水量（使用水量）	一般用		
		改定前	改定後	増加額
基本使用料 （1月につき）	10m ³ まで	1,442円	2,090円	648円
従量使用料 （1m ³ につき）	10m ³ を超え20m ³ まで	117円	165円	48円
	20m ³ を超え30m ³ まで	128円	176円	48円
	30m ³ を超え40m ³ まで	138円	187円	49円
	40m ³ を超え50m ³ まで	149円	198円	49円
	50m ³ を超え100m ³ まで	159円	209円	50円
	100m ³ を超え500m ³ まで	170円	220円	50円
	500m ³ を超えるもの	180円	231円	51円

※消費税率（消費税及び地方消費税の税率）は、10パーセントである。

2 附帯意見

- (1) 今後の社会経済の情勢の変化等を考慮し、定期的に経営状況の分析を行うとともに、概ね5年ごとに、下水道使用料の改定の必要の有無について、審議会に必ず諮問するよう提言します。
- (2) 下水道事業に対する市民の理解が深まるように、市広報紙、ホームページなど各種媒体を活用し、経営状況等に関する情報の積極的な公表と、使用者に対する丁寧な説明に努めるよう提言します。
- (3) 下水道施設の処理能力の適正規模や今後の汚水処理事業のあり方について、現在の施設の稼働状況、今後の接続人口や排除汚水量の減少等を十分に考慮して検討するよう提言します。

【参考】答申書（適切な下水道使用料のあり方について） 新旧対照表

<p style="text-align: center;">原案</p>	<p style="text-align: center;">修正案</p>	<p style="text-align: center;">最終案</p>
<p style="text-align: center;">令和6年 月 日</p> <p>遠野市下水道事業 遠野市長 多田一彦様</p> <p style="text-align: center;">遠野市上下水道事業審議会 会長 菊池明敏</p> <p>適切な下水道使用料のあり方について（答申）</p> <p>令和5年7月21日付け遠上下第64号で<u>当審議会に対し</u> 諮問のありました標記の件について、<u>本市</u>の下水道事業の現状、今後の投資財政の見通し、下水道使用者の負担のあり方等を踏まえて慎重に審議を重ねた結果、別紙の結論に至りましたので答申します。</p>	<p style="text-align: center;">令和6年 月 日</p> <p>遠野市下水道事業 遠野市長 多田一彦様</p> <p style="text-align: center;">遠野市上下水道事業審議会 会長 菊池明敏</p> <p>適切な下水道使用料のあり方について（答申）</p> <p>令和5年7月21日付け遠上下第64号で諮問のありました標記の件について、<u>遠野市</u>の下水道事業の現状、今後の投資財政の見通し、下水道使用者の負担のあり方等を踏まえて慎重に審議を重ねた結果、別紙の結論に至りましたので答申します。</p>	<p style="text-align: center;">令和6年 月 日</p> <p>遠野市下水道事業 遠野市長 多田一彦様</p> <p style="text-align: center;">遠野市上下水道事業審議会 会長 菊池明敏</p> <p>適切な下水道使用料のあり方について（答申）</p> <p>令和5年7月21日付け遠上下第64号で諮問のありました標記の件について、遠野市の下水道事業の現状、今後の投資財政の見通し、下水道使用者の負担のあり方等を踏まえて慎重に審議を重ねた結果、別紙の結論に至りましたので答申します。</p>
<p style="text-align: center;">答 申 事 項</p> <p>下水道は、公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上という重要な使命を担うとともに、清潔で住みよい生活を維持する<u>ために</u>、いかなる場</p>	<p style="text-align: center;">答 申 事 項</p> <p>下水道は、公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上という重要な使命を担うとともに、清潔で住みよい生活を維持する<u>ため</u>、いかなる場合</p>	<p style="text-align: center;">答 申 事 項</p> <p>下水道は、公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上という重要な使命を担うとともに、清潔で住みよい生活を維持する<u>ため</u>、いかなる場合</p>

合であっても止めることのできないライフラインであることから、将来にわたって持続可能な経営体制を構築することが不可欠です。

しかしながら、遠野市の下水道事業は、平成8年の供用開始以後、下水道使用料（農業集落排水施設使用料を含む。以下同じ。）を約27年にわたって据え置いており、県内の他市町村と比較しても、極めて低い水準にあります。

そのため、事業の運営に必要な経費を使用料収入だけで賄うことができておらず、供用開始以後、一般会計からの多額の繰入れ（補填）を受け続けている状況にあります。

本市の下水道事業の経営状況や、今後50年の投資財政の見通し等を踏まえると、今後も一般会計からの繰入れを受け続けなければ、事業の継続自体が不可能であると考えられます。

しかしながら、可能な限り一般会計からの繰入額を削減しつつ、経費回収率を向上させていくための方策として、下水道使用料の改定（値上げ）を行うことはやむを得ないという結論に至りました。

であっても止めることのできないライフラインであることから、将来にわたって持続可能な経営体制を構築することが不可欠です。

しかしながら、遠野市の下水道事業は、平成8年の供用開始以後、下水道使用料（農業集落排水施設使用料を含む。以下同じ。）を約27年にわたって据え置いており、県内の他市町村と比較しても、極めて低い水準にあります。

そのため、事業の運営に必要な経費を使用料収入だけで賄うことができておらず、供用開始以後、一般会計からの多額の繰入れ（補填）を受け続けている状況にあります。

現在の経営状況や、今後50年の投資財政の見通し等を踏まえると、今後も一般会計からの繰入れを受け続けなければ、事業の継続自体が不可能であると考えられます。

しかし、一般会計からの繰入れを受け続けなければならないことを前提としつつも、繰入額を削減し、少しでも一般会計の負担を抑えるとともに、使用者負担の原則を踏まえながら、経費回収率を向上させていくための方策として、現在極めて低い水準にある下水道使用料を改定（値上げ）することはやむを得ないという結論に至りました。

であっても止めることのできないライフラインであることから、将来にわたって持続可能な経営体制を構築することが不可欠です。

しかしながら、遠野市の下水道事業は、平成8年の供用開始以後、下水道使用料（農業集落排水施設使用料を含む。以下同じ。）を約27年にわたって据え置いており、県内の他市町村と比較しても、極めて低い水準にあります。

そのため、事業の運営に必要な経費を使用料収入だけで賄うことができておらず、供用開始以後、一般会計からの多額の繰入れ（補填）を受け続けている状況にあります。

現在の経営状況や、今後50年の投資財政の見通し等を踏まえると、今後も一般会計からの繰入れを受け続けなければ、事業の継続自体が不可能であると考えられます。

しかし、一般会計からの繰入れを受け続けなければならないことを前提としつつも、繰入額を削減し、少しでも一般会計の負担を抑えるとともに、使用者負担の原則を踏まえながら、経費回収率を向上させていくための方策として、現在極めて低い水準にある下水道使用料を改定（値上げ）することはやむを得ないという結論に至りました。

なお、改定の時期については、使用者への周知期間等も考慮して、慎重に検討するよう望みます。

1 適切な下水道使用料のあり方について

(1) 使用料水準について

令和6年度以後10年間の経営の収支均衡を維持することを目標に、下水道使用料の水準（使用水量20m³当たり、現行：税込み2,612円）を、税込み 3,740円（税抜き 3,400円）に引き上げることが望ましいという結論に至りました。

(2) 使用料体系について

(1) の使用料水準を満たすための使用料体系については、次のとおり設定することが望ましいという結論に至りました。

また、浴場用及び臨時用の使用料については、下記の体系案を踏まえて適切に設定するよう望みます。

下水道使用料体系 改定案（税込み）

【使用料体系の表は省略】

なお、改定の時期については、使用者への周知期間等も考慮して、慎重に検討するよう望みます。

1 適切な下水道使用料のあり方について

(1) 使用料水準について

令和6年度以後の10年間において、使用料収入の増加と繰入金の削減を図りつつ、収支の均衡を維持することを目標として、下水道使用料の水準（使用水量20m³当たり）を、現行の税込み 2,612円から税込み 3,740円（税抜き 3,400円）に引き上げることが望ましいという結論に至りました。

(2) 使用料体系について

(1) の使用料水準を満たすための使用料体系については、使用水量が多い事業者の状況を考慮して、次のとおり設定することが望ましいという結論に至りました。

また、浴場用及び臨時用の使用料については、この改定案を踏まえて、適切に設定するよう望みます。

下水道使用料体系 改定案（税込み）

【使用料体系の表は省略】

なお、改定の時期については、使用者への周知期間等も考慮して、慎重に検討するよう望みます。

1 適切な下水道使用料のあり方について

(1) 使用料水準について

令和6年度以後の10年間において、使用料収入の増加と繰入金の削減を図りつつ、収支の均衡を維持することを目標として、下水道使用料の水準（使用水量20m³当たり）を、現行の税込み 2,612円から税込み 3,740円（税抜き 3,400円）に引き上げることが望ましいという結論に至りました。

(2) 使用料体系について

(1) の使用料水準を満たすための使用料体系については、使用水量が多い事業者の状況を考慮して、次のとおり設定することが望ましいという結論に至りました。

また、浴場用及び臨時用の使用料については、この改定案を踏まえて、適切に設定するよう望みます。

下水道使用料体系 改定案（税込み）

【使用料体系の表は省略】

<p>2 附帯意見</p> <p>(1) <u>持続可能な事業運営の実現に向けて</u>、今後の社会経済の情勢の変化等を考慮し、定期的に経営状況の分析を行うとともに、概ね5年ごとに、下水道使用料の改定の必要の有無について<u>当審議会</u>に諮問するよう提言します。</p> <p>(2) 下水道事業に対する市民の理解が深まる<u>よう</u>、市広報紙、ホームページ<u>等の媒体を活用して</u>、経営状況等に関する情報の積極的な公表と、使用者に対する丁寧な説明に努めるよう提言します。</p> <p>(3) 下水道施設の処理能力の適正規模について、現在の施設の稼働状況、今後の接続人口の<u>減少に伴う</u>排除汚水量の減少等を十分に考慮して検討するよう提言します。</p>	<p>2 附帯意見</p> <p>(1) 今後の社会経済の情勢の変化等を考慮し、定期的に経営状況の分析を行うとともに、概ね5年ごとに、下水道使用料の改定の必要の有無について、<u>審議会に必ず</u>諮問するよう提言します。</p> <p>(2) 下水道事業に対する市民の理解が深まる<u>ように</u>、市広報紙、ホームページ<u>など各種媒体を活用し</u>、経営状況等に関する情報の積極的な公表と、使用者に対する丁寧な説明に努めるよう提言します。</p> <p>(3) 下水道施設の処理能力の適正規模<u>や今後の汚水処理事業のあり方</u>について、現在の施設の稼働状況、今後の接続人口や排除汚水量の減少等を十分に考慮して検討するよう提言します。</p>	<p>(使用料体系の表の末尾に以下の記載を追加) <u>※消費税率（消費税及び地方消費税の税率）は、10パーセントである。</u></p> <p>2 附帯意見</p> <p>(1) 今後の社会経済の情勢の変化等を考慮し、定期的に経営状況の分析を行うとともに、概ね5年ごとに、下水道使用料の改定の必要の有無について、審議会に必ず諮問するよう提言します。</p> <p>(2) 下水道事業に対する市民の理解が深まるように、市広報紙、ホームページなど各種媒体を活用し、経営状況等に関する情報の積極的な公表と、使用者に対する丁寧な説明に努めるよう提言します。</p> <p>(3) 下水道施設の処理能力の適正規模や今後の汚水処理事業のあり方について、現在の施設の稼働状況、今後の接続人口や排除汚水量の減少等を十分に考慮して検討するよう提言します。</p>
--	---	--